

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市清水産業・情報プラザ条例(平成15年静岡市条例第190号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により静岡市清水産業・情報プラザ(以下「プラザ」という。)の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、清水産業・情報プラザ利用許可申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、当該申請書が創業者育成室の利用の許可に係る申請書であるときは、事業計画書その他指定管理者が必要と認める書類を添えなければならない。

2 前項に規定する利用の許可の申請の受付期間は、情報機器室、研修室及び会議室にあっては利用しようとする日の属する月の6月前の月の初日から利用しようとする日の7日前まで、創業者育成室にあっては市長が定める期間とする。

(平17規則151・旧第5条繰上・一部改正、平30規則42・一部改正)

(利用許可書の交付)

第3条 指定管理者は、プラザの利用を許可したときは、清水産業・情報プラザ利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。

(平17規則151・追加、平30規則42・一部改正)

(利用時間の延長)

第4条 プラザの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、やむを得ない理由により条例別表第1に定める時間を超えて施設を利用する必要があるときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、条例別表第1に定める時間の前後につき、それぞれ30分を超える利用時間の延長は、許可しない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(平17規則151・追加)

(許可事項の変更の許可の申請等)

第5条 利用者は、条例第6条第1項後段の規定により、許可を受けた事項の変更の許可を受けようとするときは、清水産業・情報プラザ変更利用許可申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、許可を受けた事項の変更を許可したときは、清水産業・情報プラザ変更利用許可書(様式第4号)を交付する。

(平17規則151・追加、平30規則42・一部改正)

(創業者育成室の利用期間の更新の申請)

第6条 条例第7条第2項の規定により創業者育成室の利用の期間の更新を受けようとする者は、利用の許可の期間が満了する日の3月前までに、清水産業・情報プラザ利用許可期間更新申請書(様式第5号)に事業成果報告書、事業計画書その他指定管理者が必要と認める書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則151・平30規則42・一部改正)

(利用料金の承認手続等)

第7条 指定管理者は、条例第14条第2項の利用料金(以下「利用料金」という。)について、同条第3項に規定する市長の承認を受けようとするときは、清水産業・情報プラザ利用料金承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用料金について承認をしたときは、清水産業・情報プラザ利用料金承認証(様式第7号)を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証をプラザを利用する者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。

5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(平30規則42・全改)

(利用料金の減額又は免除の基準等)

第8条 条例第14条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、市長が特別の理由があると認める場合とし、減額し、又は免除する利用料金の額は、市長が減額又は免除の必要があると認める額とする。

2 指定管理者は、条例第14条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平30規則42・追加)

(利用料金の還付の基準等)

第9条 条例第14条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、還付する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 利用者の責めに帰すことができない理由で利用できなかったとき 利用料金の全額

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が還付の必要があると認める額
- 2 指定管理者は、条例第14条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第7条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平30規則42・追加)

(利用の許可の取消しの申出)

- 第10条 利用者は、施設等の利用の許可の取消しを申し出ようとするときは、清水産業・情報プラザ利用許可取消申出書(様式第8号)に許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(平17規則151・全改、平30規則42・旧第8条繰下・一部改正)

(利用者の遵守事項)

- 第11条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用を許可されていない施設等を利用しないこと。
- (2) 入館者の安全確保の措置を講ずること。
- (3) 利用する施設内外の秩序を保つため必要な責任者及び整理人を置くこと。
- (4) 利用の際、許可書を携帯し、職員の要求があったときは、直ちに提示する。
- (5) 次条各号に規定する行為をしないこと。
- (6) 入館者に次条各号に規定する行為をさせないこと。
- (7) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちに職員に届け出ること。
- (8) 利用を終わったときは、原状に回復し、職員の点検を受けること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指定管理者の指示に従うこと。

(平17規則151・全改、平30規則42・旧第9条繰下)

(入館者の遵守事項)

- 第12条 プラザの入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外では、火気を使用しないこと。
- (3) 承認を受けずに寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。
- (4) 承認を受けずに広告類を掲出し、又はまき散らす行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める行為をしないこと。

(平17規則151・追加、平30規則42・旧第10条繰下)

(指定管理者の指定の申請書類)

- 第13条 条例第15条の規定による申請は、清水産業・情報プラザ指定管理者指定申請書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 清水産業・情報プラザ事業計画書(様式第10号)
- (2) 清水産業・情報プラザ事業計画に関する収支予算書(様式第11号)
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営(事業)状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(平17規則151・追加、平30規則42・旧第11条繰下・一部改正)

(協定の締結)

- 第14条 市長は、プラザの指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とプラザの管理に関する協定を締結するものとする。

- 2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(平17規則151・追加、平30規則42・旧第12条繰下)

(雑則)

- 第15条 この規則に定めるもののほか、プラザの管理に関し必要な事項は、別に定める。

(平17規則151・旧第10条繰下、平30規則42・旧第13条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の清水市産業・情報プラザ条例施行規則(平成13年清水市規則第40号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年10月20日規則第151号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条を第13条とし、第9条の次に3条を加える改正規定(第10条に係る部分を除く。)及び様式第4号の次に7様式を加える改正規定(様式第5号から様式第8号までに係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第42号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(平17規則151・平30規則42・一部改正)